

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略） <u>平成30年8月27日 一部改正</u></p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件）手続細則</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00033 沿革（略）</p> <p>貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書、貿易一般保険包括保険（鉄道システム）特約書及び貿易一般保険包括保険（船舶）特約書（以下「貿易一般保険包括保険（設備財）特約書」という。）の対象となる契約（以下「対象契約」という。）のうち、別表1に定める一の契約に該当するもの（以下「特定2年未満案件」という。）に係る手続については、次に定めるところによる。</p>	
<p>第1条～第3条（略）</p>	<p>第1条～第3条（略）</p>	
<p>（一般案件手続細則へ移行する場合）</p> <p>第4条 本店等から当該申込書に添付された保険申込データシートに収録された案件中に特定2年未満案件でない案件が含まれている旨の通知を受けた保険契約者は、以降の保険手続を貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日17 - 制度 - 00034。以下「一般案件手続細則」という。）により行うものとする。</p> <p>2 保険契約者は、第2条第1項の変更により当該案件が特定2年未満案件に該当しなくなった場合には、以降の保険手続を一般案件手続細則により行うものとする。</p>	<p>（一般案件手続細則へ移行する場合）</p> <p>第4条 本店等から当該申込書に添付された保険申込データシートに収録された案件中に特定2年未満案件でない案件が含まれている旨の通知を受けた保険契約者は、<u>申込書に当該申込みに係る対象契約を証する書類を添付して本店等に提出するものとし、以降の保険手続は、貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：一般案件）手続細則（平成29年4月1日17 - 制度 - 00034。以下「一般案件手続細則」という。）により行うものとする。</u></p> <p>2 保険契約者は、第2条第1項の変更により当該案件が特定2年未満案件に該当しなくなった場合には、<u>申込書に当該変更を証する書類及び当該案件に係る対象契約を証する書類を添付して本店等に提出するものとし、以降の保険手続は一般案件手続細則により行うものとする。ただし、内容変更等が船積期日の延期のみ又は最終対価の確認日の延期のみに該当する場合であって、約款第22条第3項の規定に基づく承認申請を要せずに内容変更等の通知を行うときは、当該変更を証する書類及び当</u></p>	

新	旧	備考
	<p><u>該案件に係る対象契約を証する書類の提出を要さないものとする。</u></p>	
<p>第5条～第6条 （略）</p>	<p>第5条～第6条 （略）</p>	
<p>（保険契約の訂正） 第7条 保険契約者は、申込時又は内容変更等の通知時における申告内容を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、申込書に当該訂正の内容を収録した保険申込データシートを添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する書類の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該書類を提出するものとする。</p>	<p>（保険契約の訂正等） 第7条 保険契約者は、申込時又は内容変更等の通知時における申告内容を訂正しようとするときは、内容変更等通知期限までに、申込書に<u>当該訂正の必要性を証明する書類及び当該訂正の内容を収録した保険申込データシート</u>を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する<u>追加の書類</u>の提出を求めたときは、被保険者は遅滞なく当該<u>追加</u>書類を提出するものとする。</p>	
<p>第8条～第27条 （略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年10月1日から実施する。</u></p>	<p>第8条～第27条 （略）</p>	
<p>別表1</p> <p><u>対象契約のうち、貿易一般保険包括保険（2年未満案件）の引受基準について（平成29年4月1日 17-制度-00079）に定める2年未満案件に該当する一の契約。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>1. ～12. （略）</p> <p>13. 日本貿易保険が内容変更等を承認したもの</p> <p>14. 貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書に規定する保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用するもの</p>	<p>別表1</p> <p><u>対象契約のうち、代金等の全額（一部前払いの場合はその残金）が各船積日から2年未満に決済される一の契約。ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>1. ～12. （略）</p> <p>13. <u>対象契約の相手方（対象契約の締結の相手方と当該対象契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。）が貿易一般保険包括保険（設備財）特約書第4条第2項各号のいずれかに該当するものであり、かつ海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）に該当するもの（貿易一般保険包括保険（船舶）特約書の対象となるものを除く。）</u></p> <p>14. 日本貿易保険が内容変更等を承認したもの</p> <p>15. 貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書に規定する保険責任開始日及び保険料に関する特約を適用するもの</p>	

貿易一般保険包括保険（機械設備・鉄道システム・船舶：特定2年未満案件） 手続細則・新旧対照表

新	旧	備考
15. 一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの	16. 一般案件手続細則によるべきものとして日本貿易保険が認めるもの	
別表2～別表6 （略）	別表2～別表6 （略）	